

○普通会計財務諸表の分析（解説つき）

（１）社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産又は負債による割合を見ることにより、これまでの世代（過去及び現世代）で既に負担されたものと、今後の世代によって将来返済しなければならないものとの割合がわかります。

- ・社会資本形成の過去及び現世代負担比率（％）＝純資産合計÷公共資産合計×１００
- ・社会資本形成の将来世代負担比率（％）＝地方債残高÷公共資産合計×１００

【社会資本形成の世代間負担比率】

（単位：千円）

項 目	平成20年度
公共資産合計	88,828,894
純資産合計	72,524,183
地方債残高	19,762,736
社会資本形成の過去及び現世代負担比率	81.6%
社会資本形成の将来世代負担比率	22.2%

※説明

○社会資本形成の過去及び現世代負担比率の平均値は５０％～９０％の間

すでに市で受け入れた公共資産を整備するための国県補助金や地方税などの一般財源で構成されるものが純資産という。藤岡市はこの純資産を用いて公共資産整備を行ってきた割合が高いと言える。

○社会資本形成の将来世代負担比率の平均値は１５％～４０％の間

藤岡市は２２．２％と平均値でも下の方であるため、地方債に依存した公共資産整備ではないと言える。

※補足説明

この分析は、公共資産、純資産及び地方債残高のそれぞれ全額を対象としているが、公共資産と純資産合計には資産評価差額が含まれていることに留意が必要である。このため現役世代の負担比率には、資産評価差額の影響が含まれ、資産評価がプラスの場合には、現役世代の負担比率がその分大きく算定されることになる。資産取得後の物価変動を考慮しないこととし、ある特定の資産の形成に関する「負担」に着目して、現役と将来世代の負担割合をみる場合には、資産評価差額の影響を除く必要がある。

また、地方債残高には資産形成を伴わない退職手当債や臨時財政対策債（一部に資本的支出に当たるものもある）などが含まれるため、公共資産に対する地方債残高の比率をそのまま算定すると将来世代の負担にそうした資産形成を伴わない地方債残高が考慮された数値となる。特定の施設に関して現役と将来世代の負担割合をみる場合には、当該資産の形成に寄与していない地方債の影響を除去することが望ましいが、地方公共団体で見ると、資産形成を伴わない起債は団体の運営上不可欠なものであり、その中で資産が形成されてきたことを踏まえると地方債残高の中に含めてみることも可能ではある。

(2) 歳入総額対資産比率・歳入総額対純資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。また、歳入総額に対する純資産の比率を計算することにより、これまでの世代による社会資本の形成が何年分の歳入に相当するかが分かります。

- ・ 歳入総額対資産比率＝資産合計÷歳入総額
- ・ 歳入総額対純資産比率＝純資産合計÷歳入総額

【 歳入総額対資産比率・歳入総額対純資産比率 】

(単位：千円)

項 目	平成20年度
資産合計	97,732,705
純資産合計	72,524,183
歳入総額 (前年度からの繰越金588,891千円を含む)	24,496,610
歳入総額対資産比率 (年)	4.0年
歳入総額対純資産比率 (年)	3.0年

※説明

○歳入総額対資産比率の平均値は3.0～7.0の間

藤岡市は4.0であるため平均値の範囲内ではあるが、少し低めの水準であると言える。

来年度以降、歳入総額が減少しつつ歳入総額対資産比率が増加している傾向が見られるときは注意が必要である。

※補足説明

資産を公共資産と捉えれば、この比率が高いほど社会資本整備が進んでいると考えられ、維持管理経費が発生する可能性が高いものである。港湾や河川事業などの需要が高い地方公共団体はこの指標が高く算定される傾向があり、**福祉サービスや子育て支援事業など、暮らしや福祉関係の経常的な行政サービスを重視してきた地方公共団体は低めに数値が算定されることが想定される。**この指標は財政規模に対する保有資産の規模を示すものであり、将来の維持管理経費、更新経費の歳出可能性を示す可能性はある。一方、形成された資産をどのような財源により形成したかは考慮されない指標であり、補助金事業としての充当率が高いスキームで実施したのか、地方債でかなりの部分をまかなったのか、起債したとしても過疎・辺地債のように交付税措置が大きいものを活用したのかは考慮されないため、事業費にかかる後年度負担の多寡を示すものではない。この指標では、資産形成を重視してきたのか、経常行政サービスを重視してきたのか、施策の重点の置き方を示す指標であると言える。公共資産の行政目的割合や公共資産の行政目的別経年比較については、形成してきた公共資産のうち、どの分野に重点的に資産形成を行ってきたのかを示すものであり、これらは施策判断の結果を示している指標と言える。

(3) 資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、資産取得後、平均してどの程度老朽化が進んでいるかを把握することができます。

$$\cdot \text{資産老朽化比率 (\%)} = \text{減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産} - \text{土地} + \text{減価償却累計額}) \times 100$$

【 資産老朽化比率 】

(単位：千円)

項 目	平成20年度
減価償却累計額	49,669,599
有形固定資産合計	88,772,765
うち土地合計	30,115,839
資産老朽化比率 (%)	45.9%

藤岡市全体での比率は**45.9%**であり、資産の老朽化がやや進んでいるといえます。

※説明

○資産老朽化比率の平均値は35%～50%の間

藤岡市は45.9%であるため、平均値の範囲内ではあるが資産の老朽化が進んでいると言える。

※補足説明

資産の新規取得がなければ、年々この老朽化比率は上昇していくが、資産の新規取得金額が当該年度の減価償却費を上回れば資産老朽化比率は減少する。減価償却期間は、個々の施設の実際の耐用年数を正確に表しているものではないが、目安にはなるため、公共資産の老朽度を時系列的に見ていく際には一定の情報を与える分析であると言える。比較的規模の大きな地方公共団体において様々な分野の多数の公共施設を今後どのように計画的に更新していくかを考える際には、公共資産の建替えサイクルを考えた財政需要を算出するために有益な指標となりうると考えられる。

一方、個々の施設の統廃合や更新を考える際には、個々の施設に着目して最終的に建替え等を判断する必要がある。この指標によって更新の優先順位を決めようとする(老朽化の進んだものから順次更新する)ことは、現在の行政サービスを同じ場所で引き続き提供することが前提になっており、施設の統廃合を含めて最適な行政サービスの提供の体制を検討する場合には、老朽化率だけでは判断できないこととなる。

(4) 藤岡市民一人当たりの貸借対照表

貸借対照表を他の自治体と比較する際、人口で除して藤岡市民一人当たりの金額を算出することにより、他の自治体との比較に活用できます。

平成20年度の藤岡市民一人当たりの貸借対照表は、次のとおりです。藤岡市民一人当たりの公共資産は1,263,281円であり、将来の資金流入をもたらす投資等及び流動資産を含めると「資産」合計は1,389,907円となっています。一方、将来負担を表す藤岡市民一人当たりの「負債」は358,503円で、「資産」と「負債」の差額である藤岡市民一人当たりの「純資産」は1,031,404円となっています。

【 藤岡市民一人当たり貸借対照表 】

(基準日：平成21年3月31日)

(単位：円)

借 方	貸 方
【資産の部】	【負債の部】
1 公共資産	1 固定負債
公共資産 計 1,263,281	固定負債 計 319,819
2 投資等	2 流動負債
投資等 計 79,630	流動負債 計 38,684
3 流動資産	負債合計 358,503
流動資産 計 46,996	【純資産の部】
資産合計 1,389,907	純資産合計 1,031,404
	負債・純資産合計 1,389,907

藤岡市の人口 平成20年度 70,316人 (平成21年3月31日現在)

※説明

○住民一人当たりの資産額の平均値は100万円～300万円の間

藤岡市は約139万円であるため、平均値の範囲内ではあるが低い値と言える。

○住民一人当たりの負債額の平均値は30万円～100万円の間

藤岡市は約36万円であるため、平均値の範囲内で住民への負担は少ないと言える。

(5) 行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、あるいは各行政分野においてハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた財源配分がなされているかを分析することができます。

$$\cdot \text{行政コスト対公共資産比率 (\%)} = \text{経常行政コスト} \div \text{公共資産} \times 100$$

【 行政コスト対公共資産比率 】

(単位：百万円)

	生活インフラ ・国土保全	教育	福祉	環境 衛生	産業 振興	総務	その他	計
経常行政コスト計	1,866	2,697	6,973	2,207	1,177	2,665	1,894	19,479
公共資産計	43,965	22,597	1,793	1,770	11,354	6,300	994	88,773
行政コスト対公共 資産比率	4.2%	11.9%	389.0%	124.7%	10.4%	42.3%	190.5%	21.9%

藤岡市が保有する公共資産に対して、「経常行政コスト」全体で**21.9%**のコストをかけていることとなります。

行政目的別で見ると、「福祉」が389.0%で最も高い数値ですが、これは、福祉部門で所有する公共資産が少ないわりに、扶助費等の移転支的コストがかかっていることによるものです。次いで、「環境衛生」の124.7%、「総務」の42.3%となっています。

※説明

○行政コスト対公共資産比率の平均値は10%～30%の間
藤岡市は21.9%であるため、平均値の範囲内ではある。

※補足説明

この指標についてはいかなるコストを対象とするかで比率に大きな違いが生じてくる。例えば減価償却費を除いた経常行政コストを行政目的別で捉えた場合には、福祉分野の比率が高いものになることが想定されるが、これは福祉分野の行政サービスが児童手当の支給や高齢者、障害者への援護措置、生活保護などの給付サービスが中心であり、資産を活用した行政サービスばかりではないことが要因である。この指標でも比較したい分野や施設ごとに比較したいコストを抽出して検討することで必要な情報を得ていくことが必要である。

(6) 受益者負担比率

行政コスト計算書における「経常収益」は、サービスの受益者が直接的に負担する使用料などの金額であるため、「経常収益」の「経常行政コスト」に対する割合を算定することで、受益者負担比率を算定することができます。

$$\cdot \text{受益者負担比率 (\%)} = \text{経常収益} \div \text{経常行政コスト} \times 100$$

【 受益者負担比率 】

(単位：千円)

経常収益	経常行政コスト	受益者負担比率
785,364	19,479,141	4.0%

藤岡市の平成20年度受益者負担比率は**4.0%**となっており、相当の部分が受益者負担以外の税金などで賄われていることが分かります。

※説明

○受益者負担比率の平均値は2%～8%の間

藤岡市は4.0%であるため、平均値の範囲内である。他団体に比べて著しく低い場合などは注意

※補足説明

公営企業会計では、他会計からの補助金収入はあるものの、料金収入により収支を償っていくことが基本であるため、受益者負担比率は重要な指標であるが、一般会計においても施設使用料、証明書発行手数料、保育料、公営住宅の家賃収入などは同様の検討が可能な分野と言える。

(7) 藤岡市民一人当たりの行政コスト

行政コスト計算書を人口で除して、藤岡市民一人当たりの行政コストや収益を算出することで、他の自治体との比較や1年間の行政サービスに要したコストを把握することができます。

その性質別の金額は次のとおりです。

【 藤岡市民一人当たりの行政コスト 】

〔 自平成20年4月 1日
至平成21年3月31日 〕

(単位：円)

【 経常行政コスト 】		総 額	(構成比率)
1	人にかかるコスト計	55,079	19.9%
2	物にかかるコスト計	68,897	24.9%
3	移転支出的なコスト計	141,585	51.1%
4	その他のコスト計	11,462	4.1%
経常行政コスト a		277,023	
【経常収益】		総 額	(構成比率)
経常収益 合計 b		11,169	
b / a		4.0%	
(差引) 純経常行政コスト a - b		265,854	

藤岡市の人口 平成20年度 70,316人 (平成21年3月31日現在)

平成20年度藤岡市民一人当たりの経常行政コストの合計額は277,023円で、社会保障給付や特別会計(国保・介護など)への繰出金など「移転支出的なコスト」が141,585円と最も多く、次いで物件費や減価償却費など「物にかかるコスト」が68,897円となっています。また、「経常行政コスト」から「経常収益」を差し引いた藤岡市民一人当たりの「純経常行政コスト」は265,854円かかっています。

※説明

○住民一人当たりの経常行政コストの平均値は20万円～50万円の間
藤岡市は約28万円であるため、平均値の範囲内である。